

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月24日
【事業年度】	第27期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】	SBSホールディングス株式会社
【英訳名】	SBS Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鎌田 正彦
【本店の所在の場所】	東京都墨田区太平四丁目1番3号
【電話番号】	03(3829)2222（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 掛橋 幸喜
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区太平四丁目1番3号
【電話番号】	03(3829)2122
【事務連絡者氏名】	経理部長 掛橋 幸喜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年3月26日に提出した第27期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(ストック・オプション等関係)

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年3月25日定時株主総会決議及び平成23年5月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,710	1,710
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1、7	171,000	171,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)2、7	<u>786</u>	<u>786</u>
新株予約権の行使期間	自 平成25年5月28日 至 平成28年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)3、6、7	発行価格 <u>1,018</u> 資本組入額 <u>509</u>	発行価格 <u>1,018</u> 資本組入額 <u>509</u>
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役の地位を喪失した場合であっても、自己都合による退任または解任による場合を除き、新株予約権を行使することができる。 1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注)1～7(略)

(訂正後)

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成23年3月25日定時株主総会決議及び平成23年5月13日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,710	1,710
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1、7	171,000	171,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2、7、 <u>8</u>	<u>783</u>	<u>783</u>
新株予約権の行使期間	自 平成25年5月28日 至 平成28年5月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 3、6、7、 <u>8</u>	発行価格 <u>1,015</u> 資本組入額 <u>508</u>	発行価格 <u>1,015</u> 資本組入額 <u>508</u>
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役の地位を喪失した場合であっても、自己都合による退任または解任による場合を除き、新株予約権を行使することができる。 1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1～7 (略)

8 平成24年12月3日付の第三者割当による自己株式の処分により、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されている。

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (1)【連結財務諸表】

##### 【注記事項】

(ストック・オプション等関係)

(訂正前)

〈前略〉

#### 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社

〈中略〉

#### (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

〈中略〉

##### ② 単価情報

	平成23年3月25日定時株主総会 及び平成23年5月13日取締役会 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	786
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	232

(注) 平成24年1月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。  
〈後略〉

(訂正後)

〈前略〉

#### 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社

〈中略〉

#### (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

〈中略〉

##### ② 単価情報

	平成23年3月25日定時株主総会 及び平成23年5月13日取締役会 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	783
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	232

(注) 1 平成24年1月1日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

2 平成24年12月3日付の第三者割当による自己株式の処分により、「権利行使価格」が調整されております。  
〈後略〉